

○羽村・瑞穂地区学校給食組合議会公印規程

昭和 46 年 5 月 4 日規程第 2 号

最終改正 平成 31 年 4 月 1 日規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の公印に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(公印の名称、寸法、ひな形等)

第 2 条 公印の名称、番号、書体、寸法、材質及び用途は、別表第 1 のとおりとし、そのひな型は、別表第 2 のとおりとする。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第 3 条 公印の新調、改刻及び廃止は、議長の承認を受けなければならない。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱いについては、羽村・瑞穂地区学校給食組合公印規程(平成 31 年規程第 2 号)の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成 31 年規程第 2 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

公 印 名	番号	書 体	寸 法	用 途
羽村・瑞穂地区学校給食組合議会印	1	てん書	方 25mm	一般用
羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議長印	2	〃	方 21mm	〃
羽村・瑞穂地区学校給食組合議会副議長印	3	〃	〃	〃

別表第 2 (第 2 条関係)

1	2	3
羽村瑞穂地 区学校給食 組合議会印	羽村瑞穂地区 学校給食組合 議会議長之印	羽村瑞穂地区 学校給食組合 議会副議長印